医療施設等設備整備費補助金交付要綱

（妊産婦モニタリング部分）

ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業

平成２１年３月３０日医政発第０３３００１１号厚生労働省医政局長通知「周産期

医療対策等事業の実施について」に基づき実施する次の事業

ア 都道府県が行うICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支

援設備整備事業

イ 厚生労働大臣が適当と認める者が行うICTを活用した産科医師不足地域に対する

妊産婦モニタリング支援設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ 区分 | ２ 種目 | ３ 基準額 | ４ 対象経費 | ５補助率 | ６下限額 |
| ICT を活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備 | 情報通信機器 | １か所当たり  １ 支援側医療  機関（周産期母  子医療センター等）  20,000千円  ２ 依頼側医療  機関（分娩施設  等）  10,000千円 | ICTを活用した産科医師  不足地域に対する妊産婦モニタリング支援の実施に必要なサーバー、モニタ、ディスプレイ等の購入費 | ２分の１ | - |